

2 個人情報保護審査会答申の概要

個人情報保護審査会答申第 91 号の概要

件名	特定の職務質問事案に関して作成された文書一部不開示の件（諮問第 99 号）		
請求情報概要	本件請求情報は、特定日に特定の警察署の警察官が、「盗撮された」との申出を受けた事案(以下「本件事案」という。)の発生に際し、本件事案を申し出た者（以下「事案申出者」という。）の申出に基づき、審査請求人に対する警察官職務執行法第 2 条第 1 項の規定を根拠とした職務質問（以下「職務質問」という。）を実施した事件に関して作成し、又は取得した文書に記録された、審査請求人に係る自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 18 年 11 月 1 日	決定年月日	平成 18 年 11 月 14 日
決定内容	一部不開示	実施機関	警察本部長
不開示部分	<p>実施機関は、本件開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）のうち、下記の情報（以下「本件不開示情報」と総称する。）を不開示とした。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 事案申出者の氏名、住所及び生年月日（以下「申出者の氏名等」と総称する。） 2 事案申出者の上申内容（以下「申出者の上申内容」という。） 3 事案申出者の事情聴取内容（以下「申出者の事情聴取内容」という。） 4 警部補以下の階級にある警察官の氏名（以下「本件警察官の氏名」という。） 5 警察官の職員番号、拝命年月日、教養課程及び期別（以下「職員番号等」と総称する。） 6 警察官が職務質問を継続した理由（以下「職務質問の継続理由」という。） 7 事案申出者に係る無線暗号（以下「無線暗号」という。） 8 本件事案に係る職務質問（以下「本件職務質問」という。）を行った警察官の擬律判断（以下「事案の擬律判断」という。） 		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 20 条第 2 項第 1 号、5 号及び 6 号		
不開示理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 審査請求人以外の個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することとなる。 2 警察官の職務質問及び警察無線に係る情報であり、開示することにより当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある。 3 犯人の検挙、犯罪の未然防止等を目的として行う職務質問に係る情報であり、開示することにより、犯罪企図者等が予防措置を講じるなど、犯罪の予防、鎮圧又は捜査、公訴の維持、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持（以下「犯罪の予防等」という。）に支障が生じるおそれがある。 		
審査請求年月日	平成 18 年 12 月 19 日	審査請求の趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
審査請求の理由	<ol style="list-style-type: none"> 1 申出者の氏名等は、審査請求人の被害回復のための民事訴訟の原告となるべき当事者を特定する情報であり、開示されなければ、審査請求人の裁判を受ける権利を侵害することになる。 2 本件警察官の氏名及び職員番号等は、公務に従事した者を明らかにし、その公務について責任の所在を明らかにするために不可欠なものであるから、プライバシーではなく公に属し、開示しても当該警察官の利益を侵害するおそれはない。 3 申出者の上申内容及び申出者の事情聴取内容は、本件事案の真相を解明するため及び事案申出者が二度と警察に虚偽申告をしないために開示すべきであり、具体的な上申内容及び供述内容を明らかにしても、事案申出者の正当な利益を侵害するおそれや職務質問事案の事務処理に支障を及ぼすおそれはない。 		

	<p>4 無線暗号は、本件事案を取り扱った警察官（以下「取扱警察官」という。）の本件事案に対する認識を明らかにするために開示すべきであり、1単語の無線暗号を開示しても、警察無線の通信事務に支障を及ぼすおそれはない。</p> <p>5 職務質問の継続理由は、取扱警察官の職権濫用行為の実態を解明し再発を防止するため開示する必要がある、本件職務質問が不合理で違法なものであるから、開示しても職務質問の着眼点や質問を継続する判断基準等は明らかとはならず、審査請求人が対抗措置を取ることもあり得ない。</p> <p>6 事案の擬律判断は、警察官の職務行為の判断に至った経緯を明らかにし、損害賠償の資料とするため開示を求めるものであり、取扱警察官が職権を濫用して審査請求人の権利を侵害したものであるから、犯罪を構成するか否かに関する警察官の判断基準が明らかになることはなく、犯罪者等が対抗措置を取るおそれはない。</p>
<p>諮 問 年 月 日</p>	<p>平成 18 年 12 月 27 日</p>
<p>審 査 会 の 結 論</p>	<p>実施機関が、本件職務質問に関して作成された文書に記録された個人情報を一部不開示とした処分のうち、事案申出者の氏名及び取扱警察官の氏名は、開示すべきである。</p>
<p>審 査 会 の 理 由</p>	<p>1 条例第 20 条第 2 項第 1 号該当性について</p> <p>(1) 申出者の氏名等は、実施機関が事案申出者を特定し、後日の事情聴取、事後の連絡等を行うために収集した個人情報である。</p> <p>本件職務質問は、事案申出者が審査請求人を本件事案の容疑者として警察官に申し出たことを端緒として、審査請求人が職務質問の対象者（以下「質問対象者」という。）となったものであり、このような立場に置かれた審査請求人と事案申出者の関係を考慮すると、実施機関が、申出者の氏名等を審査請求人に開示することにより、事案申出者の正当な利益を侵害するおそれがある情報とした判断は、本件処分の時点においては妥当であったと考えられる。</p> <p>しかし、申出者の氏名等のうち、事案申出者の氏名は、審査請求人が提出した意見書等から、現時点においては、審査請求人が了知している情報であることは明らかであるから、開示することにより、事案申出者の正当な利益を侵害するおそれがある情報とは認められない。</p> <p>(2) 申出者の上申内容は、事案申出者が特定の警察署長に対し、本件事案の経過について自筆で記載し、上申した内容であり、本件事案の申出を行った状況、審査請求人が撮影した写真を確認した事実、審査請求人に対する心情等に係る情報である。</p> <p>また、申出者の事情聴取内容は、本件事案について、取扱警察官が事案申出者から事情聴取した、詳細な供述内容である。</p> <p>したがって、申出者の上申内容及び申出者の事情聴取内容は、開示することにより、事案申出者の正当な利益を侵害するおそれがある情報と認められる。</p> <p>(3) 警察は、違法行為を取り締まる治安機関であるという特殊性を有しており、違法行為を取行しようとする団体等から取締りを逃れるために各種の攻撃や牽制を受けるおそれがあり、警察職員個人や家族がプライバシーの侵害、嫌がらせ等の被害を受けることも予想される。</p> <p>したがって、実施機関が、審査請求人が了知していることが明らかでない本件警察官の氏名について、開示することにより、当該警察官個人の正当な利益を侵害するおそれがある情報とした判断は、本件処分の時点においては妥当であったと考えられる。</p> <p>しかし、本件警察官の氏名のうち、取扱警察官の氏名は、審査請求人が提出した意見書等から、現時点においては、審査請求人が了知している情報であることは明らかであるから、開示することにより、取扱警察官の正当な利益を侵害するおそれがある情報とは認められない。</p> <p>(4) 職員番号は、警察職員の人事管理、給与管理等を行うため、警察職員個々に付され、警察職員個人を識別することができる情報であるとともに、警察職員個人の採用年が明らかとなる情報である。</p> <p>また、拝命年月日、教養課程及び期別は、警察職員個人の勤務年数、最終学歴等が明らかとなる情報である。</p> <p>したがって、職員番号等は、開示することにより、警察職員の正当な利益を侵害す</p>

	<p>るおそれがある情報と認められる。</p> <p>(5) 以上のことから、事案申出者の氏名及び本件警察官の氏名のうち取扱警察官の氏名は、現時点においては、開示することにより、事案申出者及び当該取扱警察官の正当な利益を侵害するおそれがある情報とは認められないので、条例第 20 条第 2 項第 1 号に該当しないと判断する。</p> <p>(6) また、事案申出者の住所及び生年月日、申出者の上申内容、申出者の事情聴取内容、取扱警察官以外の本件警察官の氏名及び職員番号等は、開示することにより、事案申出者及び警部補以下の階級にある警察官の正当な利益を侵害するおそれがある情報と認められることから、条例第 20 条第 2 項第 1 号に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第 20 条第 2 項第 5 号該当性について</p> <p>(1) 申出者の上申内容及び申出者の事情聴取内容は、本件事案の適正な処理に当たり、事案申出者が認知した本件事案の概要及び審査請求人に対する感情を正確かつ詳細に把握するために、収集及び聴取した情報である。</p> <p>これらを開示すると、事案申出者が、正確な事実関係をありのままに上申及び供述することをためらうと考えられ、警察が被害状況等の事実や被害感情等を正確に把握することが困難になるおそれがあると認められる。</p> <p>(2) 職務質問の継続理由は、警察官が犯人の検挙、犯罪の端緒入手及び犯罪の未然防止を目的として行う職務質問の着眼点、質問を継続する判断基準等の、職務質問を継続した理由に関する情報である。</p> <p>これを開示すると、職務質問に係る事務の適正な遂行を妨げ、質問対象者に係る不審点の解明が困難になるおそれがあると認められる。</p> <p>(3) 無線暗号は、事案申出者に関する事項が、警察無線の通信に使用する暗号により記載されたものである。</p> <p>これを開示すると、秘密の保持を必要とする警察活動において使用する無線暗号が明らかになるおそれがあると認められる。</p> <p>(4) したがって、申出者の上申内容、申出者の事情聴取内容、職務質問の継続理由及び無線暗号は、開示することにより、職務質問事案の事務処理及び警察無線の通信事務に支障を及ぼすおそれがある情報と認められることから、条例第 20 条第 2 項第 5 号に該当すると判断する。</p> <p>3 条例第 20 条第 2 項第 6 号該当性について</p> <p>(1) 職務質問の継続理由及び事案の擬律判断は、職務質問に係る情報であり、職務質問は、本号に規定する犯罪の予防等のための活動であると認められる。</p> <p>(2) 職務質問の継続理由は、本件事案において取扱警察官が審査請求人を停止させ、本件職務質問を継続した理由を記載したものである。</p> <p>これを開示すると、犯人の検挙、犯罪の端緒入手及び犯罪を未然防止する目的で行う職務質問の着眼点、質問を継続する基準等が明らかとなり、犯罪行為を企図している者等において対抗措置を取られるなど、犯罪の予防等の警察活動に支障が生じるおそれがあるものと認められる。</p> <p>(3) 事案の擬律判断は、本件事案における審査請求人の行為が、何らかの犯罪を構成する行為に該当するか否かについて、本件職務質問を行った取扱警察官が、事案関係者の言動等を総合的に判断した内容が記載されたものである。</p> <p>これを開示すると、犯罪を構成する行為に該当するか否かに関する警察官の判断基準が明らかとなり、犯罪行為を企図している者等において対抗措置を取られるなど、犯罪の予防等の警察活動に支障が生じるおそれがあるものと認められる。</p> <p>(4) したがって、職務質問の継続理由及び事案の擬律判断は、開示することにより、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがある情報と実施機関が認めることにつき相当の理由があると認められることから、条例第 20 条第 2 項第 6 号に該当すると判断する。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 20 年 4 月 23 日 (答申第 91 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 92 号の概要

件名	特定の職務質問事案に関して作成された勤務日誌一部不開示の件（諮問第 100 号）		
請求概要	本件請求情報は、特定日に特定の警察署の警察官が、「盗撮された」との申出を受けた事案（以下「本件事案」という。）の発生に際し、本件事案を申し出た者の申出に基づき、審査請求人に対する警察官職務執行法第 2 条第 1 項の規定を根拠とした職務質問（以下「職務質問」という。）を実施した事件に関して作成された勤務日誌に記録された、審査請求人に係る自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 18 年 11 月 1 日	決定年月日	平成 18 年 11 月 14 日
決定内容	一部不開示	実施機関	警察本部長
不開示部分	警部補以下の階級にある警察官の氏名（以下「本件警察官の氏名」という。）		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 20 条第 2 項第 1 号		
不開示理由	審査請求人以外の個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の正当な利益を侵害することとなる。		
審査請求年月日	平成 18 年 12 月 19 日	審査請求の趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
審査請求理由	本件警察官の氏名は、公務に従事した者を明らかにし、その公務について責任の所在を明らかにするために不可欠なものであるから、プライバシーではなく公に属し、開示しても当該警察官の利益を侵害するおそれはない。		
諮問年月日	平成 18 年 12 月 27 日		
審査会論	実施機関が、本件事案に係る職務質問に関して作成された勤務日誌に記録された個人情報の一部不開示とした処分のうち、本件事案を取り扱った警察官（以下「取扱警察官」という。）の氏名は、開示すべきである。		
審査会理由	<p>条例第 20 条第 2 項第 1 号該当性について</p> <p>警察は、違法行為を取り締まる治安機関であるという特殊性を有しており、違法行為を敢行しようとする団体等から取締りを逃れるために各種の攻撃や牽制を受けるおそれがあり、警察職員個人や家族がプライバシーの侵害、嫌がらせ等の被害を受けることも予想される。</p> <p>したがって、実施機関が、審査請求人が了知していることが明らかでない本件警察官の氏名について、開示することにより、当該警察官個人の正当な利益を侵害するおそれがある情報とした判断は、本件処分の時点においては妥当であったと考えられる。</p> <p>しかし、本件警察官の氏名のうち、取扱警察官の氏名は、審査請求人が提出した意見書等から、現時点においては、審査請求人が了知している情報であることは明らかであるから、開示することにより、取扱警察官の正当な利益を侵害するおそれがある情報とは認められない。</p> <p>以上のことから、本件警察官の氏名のうち取扱警察官の氏名は、現時点においては、開示することにより、当該取扱警察官の正当な利益を侵害するおそれがある情報とは認められないので、条例第 20 条第 2 項第 1 号に該当しないと判断する。</p> <p>また、取扱警察官以外の本件警察官の氏名は、開示することにより、警部補以下の階級にある警察官の正当な利益を侵害するおそれがある情報と認められることから、条例第 20 条第 2 項第 1 号に該当すると判断する。</p>		
答申年月日	平成 20 年 4 月 23 日（答申第 92 号）		

個人情報保護審査会答申第 93 号の概要

件名	市立小学校事故報告等文書一部不開示の件（諮問第 101 号）		
請求情報の概要	本件請求情報は、実施機関が、特定の市立小学校に係る、事故報告書を回覧した文書（以下「本件事故報告書」という。）及び関係者へ事情聴取を行った結果の概要を記載した回覧文書（以下「本件事情聴取概要」という。）に記録された、異議申立人に係る自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 19 年 1 月 9 日	決定年月日	平成 19 年 1 月 18 日
決定内容	一部不開示	実施機関	教育委員会（教職員課）
不開示部分	<p>本件開示請求に係る行政文書（以下「本件行政文書」という。）に記載された情報のうち、異議申立人が取消しを求めている不開示情報は、次のとおりである。</p> <p>1 本件事故報告書のうち、次に掲げる情報</p> <p>（1）特定の市立小学校の校長（以下「本件校長」という。）の個人的見解及び認識（以下「校長の見解等」という。）</p> <p>（2）本件校長と異議申立人の関係（以下「校長との関係」という。）</p> <p>（3）反省文</p> <p>2 本件事情聴取概要のうち、次に掲げる情報</p> <p>（1）校長の見解等</p> <p>（2）校長との関係</p> <p>（3）本件校長の異議申立人に対する評価</p> <p>（4）市教育委員会の異議申立人に対する評価</p>		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例（以下「条例」という。）第 20 条第 2 項第 1 号及び 3 号		
不開示理由	<p>1 異議申立人以外の個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の正当な利益を侵害するおそれがある。</p> <p>2 個人の指導、評価に関する情報であって、開示をすることにより、当該指導、評価に著しい支障を生ずるおそれがある。</p>		
異議申立年月日	平成 19 年 2 月 5 日	審査請求の趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
異議申立理由	<p>1 本件事故は、直接的には加害者である本件校長と被害者である異議申立人の二人の関係の事件であり、加害者の個人情報は被害者である異議申立人の個人情報でもある。</p> <p>2 実施機関は、異議申立人以外の個人の情報であり、開示することにより、当該個人の正当な利益を侵害するおそれを不開示の理由としているが、被害者である異議申立人の利益よりも加害者である本件校長の利益を守ろうとしている。</p> <p>3 異議申立人に関わる人事管理がどのように行われているのか、被害者の個人情報として異議申立人には知る権利がある。</p>		
諮問年月日	平成 19 年 2 月 15 日（受理）		
審査会論	実施機関が、特定の市立小学校に係る、事故報告書を回覧した文書及び関係者へ事情聴取を行った結果の概要を記載した回覧文書に記録された個人情報を一部不開示とした処分のうち、別表に掲げる部分は、開示すべきである。		

<p style="text-align: center;">審 査 会 の 判 断 理 由</p>	<p>1 条例第20条第2項第1号該当性について</p> <p>(1) 本件事情聴取概要に記載された校長の見解等の一部については、異議申立人が本件行政文書の一部を不開示とする決定において開示を受けている情報又は神奈川県情報公開条例に基づいて実施機関に公開請求を行い、既に閲覧している情報と同様の情報であると認められることから、異議申立人が了知している情報であることは明らかであり、開示することにより、本件校長の正当な利益を侵害することになると認められず、条例第20条第2項第1号に該当しないと判断する。</p> <p>(2) 校長の見解等のその余の情報、校長との関係及び反省文は、本件校長が特定の人事評価に係る事故（以下「本件事故」という。）当時の心境や本件事故及び異議申立人に対する心情、反省等を率直に吐露した内容が記載されたものであり、当該情報は、通常、本件校長にとって他人に知られたいくない性質の情報であると考えられる。</p> <p>したがって、校長の見解等のその余の情報、校長との関係及び反省文は、異議申立人に開示することにより、本件校長の正当な利益を侵害するおそれがあることから、条例第20条第2項第1号に該当すると判断する。</p> <p>2 条例第20条第2項第3号該当性について</p> <p>(1) 本件事情聴取概要に含まれる、本件校長の異議申立人に対する評価及び特定の市教育委員会の異議申立人に対する評価（以下「本件評価」と総称する。）は、実施機関が本件事故を起こした本件校長に対する人事上の措置を検討するに当たって、非違行為を行った本件校長及び服務監督者である市教育委員会（以下「本件校長等」と総称する。）から事情を聴取した際の発言内容をまとめたものであり、神奈川県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）がこれらの情報を基に、人事上の措置を検討していることから、個人の指導、評価等に関する情報であると認められる。</p> <p>(2) 本件評価は、県教育委員会が本件校長の処分を検討するに当たり、非違行為の態様について適正な評価を行うために聴取したものであり、また、本件校長等は異議申立人に対する評価を率直かつ具体的に発言しており、他に知られることを前提として発言したものであるとは考えがたい。</p> <p>したがって、本件評価は、開示することにより、今後行われる同種の事情聴取において、関係者が評価に関する情報を述べるに当たり、自らの率直な評価について発言しづらくなるなど関係者の率直な発言を抑制し、県教育委員会が行う適正な評価に支障を生じさせ、結果として事情聴取が形骸化して公正な人事上の措置が困難になるおそれが生じ、今後も反復、継続される指導、評価等に著しい支障が生ずるおそれがある情報であると認められることから、条例第20条第2項第3号に該当すると判断する。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成20年8月1日（答申第93号）</p>

個人情報保護審査会答申第 94 号の概要

件名	人事考査委員会資料等不訂正の件（諮問第 102 号）		
訂正請求の概要	異議申立人が、関係者へ事情聴取を行った結果の概要を記載した回覧文書（以下「本件事情聴取概要」という。）及び人事考査委員会において人事上の措置を検討するために作成した文書（以下「本件人事考査委員会資料」という。）の 2 文書（以下「本件行政文書」と総称する。）に記録された自己を本人とする個人情報の一部（以下「本件不訂正情報」という。）について訂正することを求める。		
請求年月日	平成 19 年 2 月 5 日	決定年月日	平成 19 年 2 月 28 日
決定内容	不訂正	実施機関	教育委員会（教育局教職員課）
不訂正理由	請求者の個人に関する情報でない、請求者に対する評価・判断に関する情報で客観的な正誤の判定に適さない、又は個人情報の利用目的に照らして、追加しない場合に資料等を読む者に誤解を生じさせる記載とまではいえない。したがって、訂正する必要はない。		
異議申立年月日	平成 19 年 3 月 9 日	異議申立ての趣旨	不訂正処分の取消しを求める。
異議申立ての理由	人事考査委員会資料等は、市教育委員会の事故報告書及び評価者等の供述を基に作成されており、客観性、公平性又は公正さを欠いている。 また、県教育委員会は、客観的な事実の確認を行うべきであり、かつ正確な記録を残すべきであるから、個人情報の保護の観点から省略・欠落した情報を補い、誤った個人情報を訂正することは当然である。		
諮問年月日	平成 19 年 3 月 26 日		
審査会結論	実施機関が、関係者へ事情聴取を行った結果の概要を記載した回覧文書及び人事考査委員会において人事上の措置を検討するために作成した文書に記録された個人情報の一部に対する訂正請求を不訂正とした処分は妥当である。		
審査会判断理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、市教育委員会が県費負担教職員に関する事故報告書を提出したことを受けて、実施機関が関係者に事情聴取を行い、人事考査委員会での検討を経て、人事上の措置を行うまでの一連の事務手続きの中で作成された文書である。</p> <p>2 本件不訂正情報について 本件行政文書のうち、本件訂正請求に係る箇所は全部で 33 箇所であり、本件不訂正情報の内容はおおむね次のとおりである。 ア 本件事情聴取概要に記載された被聴取者の発言内容（以下「本件被聴取者の発言内容」という。） イ 本件人事考査委員会資料に記載された事故の概要（以下「本件事故の概要」という。） ウ 本件人事考査委員会資料に記載された被害者の見解（以下「本件被害者の見解」という。） エ 本件人事考査委員会資料に記載された事故後の経過（以下「本件事故後の経過」という。） オ 本件人事考査委員会資料に記載された関係者の供述（以下「本件関係者の供述」という。） カ 本件人事考査委員会資料に記載された処分理由（以下「本件処分理由」という。）</p> <p>3 本件不訂正情報の「事実」該当性について 実施機関は、本件不訂正情報の一部について、異議申立人の評価、要望及び見解等であり、客観的な正誤の判断に適さず、「事実」に該当しないと説明している。</p>		

	<p>しかし、上記不訂正情報も含め、本件不訂正情報は本件行政文書に記載された関係者の供述及び事故の事実関係等の異議申立人に係る個人情報である。</p> <p>こうした本件不訂正情報は、その性質に照らせば、客観的な事実を基にして正確に記載されるべき内容と考えられ、誤りかどうか客観的に判断できるので、条例第 27 条第 1 項の「事実」に該当すると認められる。</p> <p>4 本件不訂正情報の「誤り」該当性について</p> <p>ア 本件被聴取者の発言内容に対する追加請求、修正請求及び削除請求について</p> <p>本件被聴取者の発言内容には、実施機関による事情聴取の場で被聴取者が発言した内容の概要が記載されていることが認められる</p> <p>このような不訂正情報の性質に照らせば、「誤り」の有無は、その記載内容が客観的事実に該当しているかだけでなく、事情聴取の場で発言された内容が記載されているかで判断すべきと解する。</p> <p>本件被聴取者の発言内容について、調査審議したところ、異議申立人の主張等から事情聴取の場で追加及び修正を求めている情報が発言され、削除を求めている情報が発言されていないことを確認できず、誤りがあるとまではいえない。</p> <p>イ 本件事故の概要、本件被害者の見解、本件事故後の経過、本件関係者の供述及び本件処分理由（以下「本件事故関係の情報」と総称する。）に対する追加請求及び修正請求について</p> <p>本件事故関係の情報には、本件事故に関する情報がすべて記載されているのではなく、人事考査委員会事務局が人事考査委員会において人事上の措置を検討する際に必要と考える情報を選択し、かつ要約してまとめたものが記載されていることが認められる。</p> <p>こうした本件事故関係の情報の性質に照らせば、その記載すべき内容について、ある程度実施機関に裁量が認められる。本件事故関係の情報を確認したところ、異議申立人が追加及び修正を求めている情報が記載されていないことにより、読む者に誤解を生じさせるほどの不十分さは認められず、誤りがあるとまではいえない。</p> <p>ウ 本件事故関係の情報に対する削除請求について</p> <p>異議申立人が削除を求めている情報の真否について、調査審議したところ、異議申立人が削除を求めている情報に関して、異議申立人と本件校長の認識が異なり、異議申立人の主張等から実施機関の説明に誤りがあることを確認できず、誤りがあるとまではいえない。</p> <p>エ 以上の理由から、実施機関が本件不訂正処分を行ったことは妥当であると判断する。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 20 年 8 月 1 日（答申第 94 号）</p>

個人情報保護審査会答申第 95 号の概要

件名	相談記録一部不開示の件（諮問第 104 号）		
請求情報の概要	<p>本件請求情報は、審査請求人が神奈川県警察本部長（以下「警察本部長」という。）に対して、特定日以降に審査請求人が隣人とのトラブルの件で行った警察相談（以下「本件相談」という。）に関し、神奈川県警察本部総務部広報県民課（以下「広報県民課」という。）及び特定の警察署が作成した相談記録（以下「本件相談記録」という。）並びに審査請求人が広報県民課及び特定の警察署に提出した物（以下「本件提出物」という。）に係る自己を本人とする個人情報である。</p>		
請求年月日	平成 20 年 2 月 27 日	決定年月日	平成 20 年 3 月 11 日
決定内容	一部不開示	実施機関	警察本部長（広報県民課）
不開示部分	<p>警察本部長は、広報県民課及び特定の警察署が作成し、又は取得した本件相談記録及び本件提出物（以下「本件行政文書」という。）に記録された審査請求人の個人情報を特定し、警部補（相当職を含む）以下の警察職員の氏名及び印影を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をした。</p>		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例第 20 条第 2 項第 1 号		
不開示理由	<p>審査請求人以外の個人に関する情報であり、開示することにより当該個人の正当な利益を侵害するおそれがあるため。</p>		
審査請求年月日	平成 20 年 5 月 12 日	審査請求の趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
審査請求の理由	<p>1 開示された一部の相談記録は、訂正されたものであると考えられる。 また、特定の警察署に対して何度も本件相談をしており、ファイルに綴じて保存しているのを確認したこともあるので、他に相談記録が存在するはずである。</p> <p>2 特定の警察署に対して、本件相談に係る資料であるメモ、写真、ビデオテープ等を提出したが、提出した資料の一部が返還されていないので、開示された資料のほかに開示されていない資料があるはずである。</p>		
諮問年月日	平成 20 年 5 月 21 日		
審査会の論	<p>実施機関が、審査請求人が行った開示請求の対象となる個人情報として、相談記録及び審査請求人が提出した物を特定し、一部不開示とした処分は、相当である。</p>		
審査会理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、審査請求人が行った本件相談に関し、広報県民課及び特定の警察署が作成し、又は取得した行政文書である。</p> <p>2 実施機関は、本件相談の都度、本件相談記録を作成してはいないこと及び本件提出物を受領した際、受領書その他の記録を作成していないことを説明しており、一方、審査請求人も本件相談を行った日時や本件提出物の提出の日時等について、すべて明確にはできないと主張していることから、審査会としては、実施機関の説明及び審査請求人の</p>		

	<p>主張から本件相談記録に係る事実関係を判断することは困難である。</p> <p>しかし、実施機関が、審査請求人に係る本件相談記録を一括して保存するためのファイルを作成し、当該ファイルから本件行政文書を特定したことをかんがみれば、本件行政文書以外に保存する相談記録及び返還していない提出物が存在すると考えることは困難であり、また、本件行政文書のほかに審査請求人に関する相談記録及び提出物が存在することをうかがわせる事情も認められないことから、本件相談記録及び本件提出物は、本件行政文書以外に存在しないとす実施機関の説明を否定することはできないものと考えられる。</p> <p>したがって、本件行政文書以外に本件請求に係る個人情報存在しないとした本件処分は、相当なものと言わざるを得ない。</p>
答 申 年 月 日	平成 20 年 11 月 4 日 (答申第 95 号)

個人情報保護審査会答申第 96 号の概要

件名	110 番事案措置票一部不開示の件（諮問第 105 号）		
請求情報概要	本件請求情報は、特定日以降、審査請求人が特定の隣人とのトラブルに関して行った 110 番通報（以下「本件通報」という。）について、特定の警察署が作成した 110 番事案措置票に記録された自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 20 年 2 月 27 日	決定年月日	平成 20 年 3 月 11 日
決定内容	一部不開示	実施機関	警察本部長（通信指令課）
不開示部分	警察本部長は、特定の警察署が作成した 110 番事案内容及び 110 番事案措置票（以下「本件行政文書」という。）に記録された審査請求人の個人情報を特定し、警部補以下の警察官の氏名及び印影並びに無線暗号を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）を行った。		
不開示根拠条項	神奈川県個人情報保護条例第 20 条第 2 項第 1 号及び第 5 号		
不開示理由	請求者以外の個人情報を開示することにより、当該個人の正当な権利を侵害するおそれがあるとともに、通信事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められるため。		
審査請求年月日	平成 20 年 5 月 12 日	審査請求の趣旨	一部不開示処分の取消しを求める。
審査請求理由	特定の期間に何度も 110 番通報をしており、また特定日に通報した記憶もあるので、他にも 110 番通報記録があるはずである。		
諮問年月日	平成 20 年 5 月 21 日		
審査会結論	実施機関が、審査請求人が行った開示請求の対象となる個人情報として 110 番事案内容及び 110 番事案措置票を特定して一部不開示とした処分は、相当である。		
審査会理由	<p>1 本件行政文書について</p> <p>本件行政文書は、審査請求人が行った本件通報に関し、特定の警察署が作成した文書である。</p> <p>2 保存期間が満了した 110 番事案措置票の廃棄について</p> <p>110 番事案措置票は、神奈川県警察行政文書管理規程及び神奈川県警察ファイリングシステム実施要綱（以下「規程等」と総称する。）で保存期間が 1 年と定められていることから、特定の暦年に作成されたものは既に廃棄されており、特定日以降の 110 番事案措置票のすべてについて検索した結果、既に請求者に開示した本件行政文書以外には存在しなかったと説明している。当審査会において確認したところ、保存期間が満了した行政文書は神奈川県警察本部総務部長の通達に基づき組織的に廃棄されており、特定の</p>		

	<p>暦年に作成された110番事案措置票は保存期間が満了したものとして既に廃棄している、という実施機関の説明に不自然な点は認められない。</p> <p>3 本件行政文書以外の110番事案措置票について</p> <p>(1) 実施機関は、110番通報は、事件、事故等の発生に際し、何人でも早期に警察官の派遣を求め、犯人の検挙、犯罪の予防等が行われることを希望して行う、警察に対する通報手段であり、神奈川県警察本部地域部通信指令課通信指令室（以下「指令室」という。）では、110番通報のうち警察措置を要すると認められる通報事案（以下「110番通報事案」という。）であるか否かを短時間のうちに特定し、警察署の通信室（以下「通信室」という。）に通報内容を指令し、早期に警察官を派遣し、必要な事案の措置を行うとともに、110番通報事案の概要をデータ転送していると説明している。通信室では、この事案の措置が終了した後、指令室へ到着時刻、措置結果等の情報を送信し、警察署では、警察措置を行った場合には110番事案措置票を出力し、その措置結果等を記載して、警察署長まで報告を行ったうえ、警察署において規程等に基づき1年間保存していると説明している。</p> <p>(2) しかし、110番通報事案の受理に当たり、指令室は、迅速かつ的確な110番の指令、手配等に必要最低限度の情報を通報者から収集し、データ転送をしているため、通報者が氏名を名乗らない場合や、通報場所の所在地等を知らない場合には、通報者等に関する情報を入力しないでデータ転送したり、各種照会、要望、苦情等については、指令室がその場で回答するなどし、データ転送をしないこともある。また、現場に警察官を派遣した事案であっても、現場で警察官が確認した結果、早期に措置をする必要のない継続的な取扱事案や、同一人からの同一事案に係る通報である場合などは、警察署の判断において、110番事案措置票を作成しない場合もあるとも説明している。</p> <p>(3) したがって、実施機関の説明も踏まえて判断すると、実施機関において、特定日以降のすべての110番事案措置票を検索した結果、本件行政文書以外には存在しなかったという説明は、合理性があるものと認められる。</p> <p>以上のことから、本件行政文書以外に存在しないとされた本件処分は、相当である。</p>
<p>答申年月日</p>	<p>平成20年11月4日（答申第96号）</p>

個人情報保護審査会答申第 97 号の概要

件名	110 番事案措置票不存在の件（諮問第 106 号）		
請求情報概要	本件請求情報は、特定期間に審査請求人が特定の隣人とのトラブルに関して行った 110 番通報（以下「本件通報」という。）について、神奈川県警察本部地域部通信指令課指令室（以下「指令室」という。）の神奈川県警察通信指令システム（以下「システム」という。）に保存された自己を本人とする個人情報である。		
請求年月日	平成 20 年 3 月 13 日	決定年月日	平成 20 年 3 月 26 日
決定内容	不開示（不存在）	実施機関	警察本部長（通信指令課）
不開示根拠条項	—		
不開示理由	<p>指令室が保存する 110 通報に係る情報は、システムに保存されるデータのみであるが、このデータはシステム上、常に前年同月 1 日からの情報が保存され、それ以前の情報は、自動的に削除される仕組みになっている。</p> <p>したがって、システムに保存されていたデータについて、システム端末の検索画面に事案を管轄する警察署名、通報者、通報場所及び通報者の電話の条件を入力し検索したが、審査請求人を本人と特定できる情報は存在しなかったものである。</p>		
審査請求年月日	平成 20 年 5 月 12 日	審査請求の趣旨	不開示処分の取消しを求める。
審査請求理由	特定の期間に何度も 110 番通報をしており、また特定日に通報した記憶もあるので、他にも 110 番通報記録があるはずである。		
諮問年月日	平成 20 年 5 月 21 日		
審査会の結論	実施機関が、審査請求人が行った開示請求の対象となる 110 番通報に係る情報は存在しないとして、不開示とした処分は、相当である。		
審査会の理由	<p>1 本件行政文書について</p> <p>本件行政文書は、審査請求人が行った本件通報に関し、通信指令課が作成した情報である。</p> <p>2 指令室が保存する 110 番通報に係る記録について</p> <p>ア 実施機関は、110 番通報は、事件、事故等の発生に際し、何人でも早期に警察官の派遣を求め、犯人の検挙、犯罪の予防等が行われることを希望して行う、警察に対する通報手段であり、指令室で 110 番通報が受理されると、自動的に受付番号及び受付時間が入力された 110 番受付画面が作成されることになっており、指令室では 110 番通報のうちから 110 番通報事案を速やかに特定し、短時間のうちに事案を管轄する警察署の通信室（以下「通信室」という。）に通報内容を指令し、早期に警察官を派遣し、必要な事案の措置を行うとともに、110 番通報事案の概要をデータ転送している。</p>		

	<p>そして、この事案の措置が終了した後、通信室から到着時刻、措置結果等の情報を受信して、これらをシステムに保存していると説明している。</p> <p>イ 実施機関は、指令室のデータの保存期間を定める規程等はないが、110 番事案措置票が規程等により、保存期間は1年と定められていることから、当該データもこれに準じて常に前年同月1日からの情報を保存し、それ以前の情報は自動的に削除されることとなっていると説明している。しかし、110 番通報事案の受理に当たって、指令室では、迅速かつ的確な110番の指令、手配等に必要な最低限度の情報を通報者から収集し、データ転送しており、通報者が氏名を名乗らない場合や、通報場所の所在地等を知らない場合には、指令室では、通報者の氏名等に関する情報を入力しないでデータ転送したり、各種照会、要望、苦情等については、指令室がその場で回答するなどし、データ転送をしないこともあると説明している。</p> <p>3 本件行政文書の不存在について</p> <p>ア 審査請求人は、本件通報を何度も行っており、本件行政文書は存在するはずであると主張していることから、審査請求人が、本件通報を行ってデータ転送された場合、指令室にデータが存在し、おおむね1年間保存されているものと考えられる。そのため、当審査会において、既に審査請求人に開示されている特定の警察署が作成した本件通報に係る110番事案措置票を確認したところ、指令室で入力した通報者等に関する情報は、カタカナ又はひらがなの苗字、不完全な住所、性別、通報手段及び電話番号であり、個人を特定するに足りる住所、氏名、生年月日等の個人情報には存在しなかった。したがって、指令室のデータには、必ずしも通報者等の個人を特定し得る情報が記録されていないものと認められる。</p> <p>イ 実施機関は、110番通報を実効性あるものにするためには、通報者に関する情報を保護し、事件、事故が発生した際にためらうことなく110番通報が行われ、110番通報事案が迅速かつ的確に措置されることが必要であり、通報者に係る自己情報の開示請求に際しては、請求者本人が当該通報の通報者であることが確実に特定できることが必要であると説明している。</p> <p>110番通報は、事件、事故等が発生した場合に警察に対して緊急に通報する手段であり、通報者に係る情報が、通報者以外の第三者に明らかになる可能性があるとするれば、110番通報に対する信頼が失われ、通報者が通報自体をためらうおそれがあることから、十分に保護する必要が認められる。</p> <p>ウ したがって、通報者に係る自己情報の開示請求に際しては、請求者本人が当該通報の通報者であることが確実に特定できることが必要であり、また、前記2の実施機関の説明及びアで認めた事実も踏まえて判断すると、実施機関が、指令室のデータについて検索した結果、審査請求人が本件通報を行ったことを特定できるデータが存在しなかった、という説明は、合理性があるものと認められる。</p> <p>以上のことから、本件行政文書は存在しないとした本件処分は、相当である。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 20 年 11 月 4 日 (答申第 97 号)</p>

個人情報保護審査会答申第 98 号の概要

件名	事件受理簿等一部不開示の件（諮問第 107 号）		
請求情報の概要	<p>本件請求情報は、特定の隣人に傷害罪、暴行罪、器物損壊罪、建造物損壊罪等（以下「傷害罪等」という。）の被害を受けたことについて、特定の警察署に対し、告訴状及び証拠物件を提出して行った告訴（以下「傷害罪等の告訴」という。）に関し、特定の警察署が作成した犯罪事件受理簿（以下「傷害罪等の告訴に係る受理簿」という。）及び司法書類を除く証拠物件が記録された文書（以下「傷害罪等の告訴に係る証拠記録」という。）に記録された、自己を本人とする個人情報である。</p>		
請求年月日	平成 20 年 4 月 16 日	決定年月日	平成 20 年 4 月 28 日
決定内容	不開示（不存在）	実施機関	警察本部長（捜査第一課）
不開示根拠条項	—		
不開示理由	<p>実施機関は、特定の警察署が作成した傷害罪等の告訴に係る受理簿及び傷害罪等の告訴に係る証拠記録（以下「本件行政文書」という。）について検索したが、傷害罪等の告訴は受理されておらず、本件行政文書は作成されていないため不存在である。</p>		
審査請求年月日	平成 20 年 6 月 23 日	審査請求の趣旨	不開示処分の取消しを求める。
審査請求の理由	<p>実施機関の不存在決定は虚偽である。仮に存在していないのであれば、特定の警察官が隠蔽したものである。</p>		
諮問年月日	平成 20 年 7 月 2 日		
審査会の論	<p>実施機関が、本件行政文書は存在しないと判断した不開示処分は、妥当である。</p>		
審査会の理由	<p>1 本件行政文書について 本件行政文書は、審査請求人が行った傷害罪等の告訴に関し、特定の警察署が作成した傷害罪等の告訴に係る受理簿及び傷害罪等の告訴に係る証拠記録である。</p> <p>2 告訴事件に係る事務処理について 告訴事件をはじめ、実施機関が犯罪事件を受理した時は、犯罪捜査規範（以下「規範」という。）に基づく犯罪事件受理簿（以下「受理簿」という。）に罪名、被害者、被疑者等を記載し、神奈川県警察行政文書管理規程に基づき所定の期間保存するとともに、犯罪事件に係る証拠品についても、神奈川県警察証拠品管理要綱に基づく証拠品取扱簿及び規範に基づく証拠物件保存簿（以下「保存簿」という。）を作成していると説明している。</p> <p>3 本件行政文書の不存在について （1）実施機関は、傷害罪等の告訴について受理の事実はないことを説明しており、一方、</p>		

	<p>審査請求人は、傷害罪等の告訴について特定の警察署に告訴状を提出し、受理されたことを主張している。</p> <p>審査会としては、実施機関の説明及び審査請求人の主張を整理し、検討したが、双方相反する説明及び主張の内容から傷害罪等の告訴の受理に係る事実関係を判断することは困難である。</p> <p>審査会は、特定の警察署が保管する受理簿のうち、審査請求人が傷害罪等の告訴の告訴状を提出したと主張する年に作成された受理簿を直接確認したが、当該受理簿は適正に作成され、保管されており、この中に傷害罪等の告訴に係る受理の記録は存在しなかった。</p> <p>これらのことから、特定の警察署が傷害罪等の告訴の告訴状及び証拠品を受理しているにもかかわらず、当該告訴に係る受理簿、保存簿、司法書類等が作成されず、告訴状及び証拠品が保管されなかったと考えることは困難である。</p> <p>(2) さらに、審査会は、傷害罪等の告訴を受理したとされる特定の警察署の警察官及び傷害罪等の告訴の捜査を担当したとされる特定の警察署の警察官から傷害罪等の告訴の受理に係る当時の状況について直接聴取したが、当該告訴に係る告訴状及び証拠品を受け取ったかどうかについて判断することは困難であったものの、当該告訴状を受理したことをうかがわせる具体的な事情も認められなかったことから、本件行政文書は作成されず、存在しないとする実施機関の説明を否定することはできないものと認められる。</p> <p>したがって、本件行政文書は存在しないと判断した不開示処分は、妥当である。</p>
<p>答 申 年 月 日</p>	<p>平成 21 年 2 月 26 日 (答申第 98 号)</p>